

令和5年5月2日

公益社団法人広島県環境保全センター会員 各位

公益社団法人広島県環境保全センター

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行について（通知）

このことについて、別紙のとおり令和5年4月28日付けで広島県環境県民局循環型社会課から事務連絡がありましたのでお知らせします。

（担当部署）総務部総務課

電話 082-849-6411

(事 務 連 絡)

令和 5 年 4 月 28 日

一 般 廃 棄 物 関 係 機 関 ・ 団 体 様

広島県環境県民局循環型社会課
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行について

平素から、県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけが 5 類感染症に変更され、医療体制については入院措置を原則とする、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常に対応に移行することとなりました。

このため、令和 5 年 4 月 25 日に第 66 回新型コロナウイルス感染症広島県対策本部が開催され、本県の各種対策等について添付資料（資料 2 別紙 2 「新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行による主な施策等の変更点とそれに伴う取組・依頼一覧」）のとおりに必要な見直しが行われておりますので、今後の対応の参考にしてください。また、団体におかれましては、事務連絡の内容について、構成員の皆様に周知してください。

担当 一般廃棄物グループ

電話 082-513-2958 (ダイヤルイン)

(担当者 吉村)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行による 主な施策等の変更点とそれに伴う取組・依頼一覧

R5.4.25
広島県

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		変更に伴う取組・依頼
		5類移行前(R5.5.7まで)	5類移行後(R5.5.8から)	
1. 医療提供体制【入院】	①幅広い医療機関の対応(入院)	- 幅広い医療機関で対応できるよう準備(研修等の実施) 4月中に「移行計画」を策定	- 移行計画に基づき、確保病床の対象を縮小しながら、幅広い医療機関での対応へ段階的に移行 - 医療関係者等に対しては、受入れ可能病床に関する情報をG-MISにより共有する	【病院に対して】幅広い医療機関での入院対応及び確保病床に限らない入院対応を関係団体に依頼する(※確保病床の制度は9月末で終了予定) 【医療機関・医療関係団体・消防等に対して】G-MISによる情報共有について周知する
	②病院の設備整備等への補助	コロナ入院受入病院に対し、個人防護具、医療機器等の整備を補助	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、移行完了(9月末)まで幅広い医療機関の設備整備を補助する見込み	
	③公費負担(入院)	入院医療費を公費負担	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、一定期間(9月末)、自己負担の軽減を図る見込み	【医療関係団体等に対して】制度について改めて周知する 【県民に対して】制度について県ホームページ等を通じて周知する
	④病床確保料	コロナ入院受入病院に対し、病床確保料を補助	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、補助単価等を見直した上で、一定期間(9月末)、措置を継続する見込み	
	⑤入院調整	入院調整本部による広域的調整を実施	- 移行計画に基づき、医療機関間による調整への移行を進める - 移行完了(9月末)までは、入院調整本部の枠組みを残す	【医療機関に対して】病診・病病連携での入院を開始するよう依頼する 【医療機関に対して】医療機関同士の連携を強化するよう依頼する
	⑥妊婦・透析患者・精神疾患等の陽性者の入院	(通常のコロナ入院と比べて)限られた医療機関での入院対応	- 幅広い医療機関での対応 - 例えば妊婦の場合は、感染している場合でもかかりつけの産科での分娩が可能に	【県民に対して】幅広い医療機関での入院対応が可能となることを周知する

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		変更に伴う取組・依頼
		5類移行前(R5.5.7まで)	5類移行後(R5.5.8から)	
2. 医療提供体制【外来】	①発生届	4類型(65歳以上, 要入院, 重症化リスクがあり要治療薬, 妊婦)は届出	- 終了 - 定点把握に移行(インフルエンザ／COVID-19定点医療機関)	【該当する医療機関に対して】定点医療機関(インフルエンザ／COVID-19定点)として指定する
	②幅広い医療機関の対応(外来)	- 診療・検査医療機関の体制(1,492か所)を拡充 - 幅広い医療機関で対応できるよう準備	- コロナ対応できる医療機関の維持, 拡大を図る - 名称を「外来対応医療機関」に変更し, 当面継続	【医療機関に対して】応招義務が生じることも踏まえ, 国作成の啓発資料も活用し, 幅広い医療機関での受入れを依頼する 【県民に対して】かかりつけ医で受診するよう周知する(必ずしも現行の診療・検査医療機関を受診する必要はない)
	③診療所等の設備整備等への補助	- 診療・検査医療機関に対し, 個人防護具, 医療機器等の整備を補助 - 幅広い医療機関で対応できるよう設備整備等の補助	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は, 幅広い医療機関で対応できるよう設備整備等の補助を継続する見込み	
	④公費負担(検査, 外来診療, コロナ治療薬等)	検査費用, 陽性診断後の外来医療費の自己負担分を公費負担	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は, コロナ治療薬は公費負担を一定期間(9月末)継続 - 検査費用・その他外来医療費は公費負担終了	
	⑤対応医療機関の県ホームページでの公表	公表に応じた診療・検査医療機関(1204か所/1,492か所)を県ホームページで公表	- 名称を「外来対応医療機関」に変更し, 当面継続(コロナ対応できる医療機関を公表) - 指定の方法等は従前の方法により継続	

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		変更に伴う取組・依頼
		5類移行前(R5.5.7まで)	5類移行後(R5.5.8から)	
3. 有症状者、患者への支援等	①受診・相談センター (積極ガード ダイヤル)	発熱等の症状がある方へ受診可能な医療機関を紹介	「受診案内・相談ダイヤル」として当面継続	【県民に対して】症状がある場合にはまずは自宅で療養し、受診が必要だが受診先に迷った場合に活用するよう呼びかける
	②PCR検査・薬局等 検査(無料)	感染の不安がある方に対し、PCRセンターや薬局等で無料検査を実施	- 終了 5月7日までは検査を受け付ける 5月8日以降に陽性の連絡を行う場合には、検査の結果のみを連絡し、療養に関する情報提供等は行わない	【県民に対して】感染不安がある場合は市販の検査キットなどの活用、症状がある場合には必要に応じてかかりつけ医の受診を勧奨するとともに、受診先に迷った場合は「受診案内・相談ダイヤル」の活用を呼びかける
	③陽性者登録 センター	自己検査で陽性の方がweb登録により陽性を確定	終了	【県民に対して】感染不安がある場合は市販の検査キットなどの活用、症状がある場合には必要に応じてかかりつけ医の受診を勧奨するとともに、受診先に迷った場合は「受診案内・相談ダイヤル」の活用を呼びかける
	④積極的疫学調査	発生届対象者の4類型のみ実施	終了	
	⑤患者搬送 (入院・宿泊療養)	入院医療機関・宿泊療養施設への搬送体制を確保	- 終了 - 公共交通機関、タクシー、介護タクシーが利用可能となる	【県民、医療介護関係団体に対して】公共交通機関等の交通手段が利用可能であることを周知する

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		変更に伴う取組・依頼
		5類移行前(R5.5.7まで)	5類移行後(R5.5.8から)	
4. 自宅療養	①健康観察(症状把握等など)	● 高リスク者:保健所に対応 ● 中リスク者:フォローアップセンターに対応 ● 全員 :SMSで療養に必要な情報を提供	・ 終了	・ 【県民に対して】感染判明後の自宅での療養中の心配ごとは「療養者相談ダイヤル」に相談するよう周知する
	②電話・オンライン診療(オンライン診療センター)	● オンライン診療センターで診療・処方(3月1日以降休止中) ● 地域の医療機関(265医療機関), 薬局(542薬局)に対応	・ オンライン診療センターは終了 ・ 地域の医療機関, 薬局での対応に完全移行 ・ 通院による再診等が可能となる	・ 【県民に対して】療養中はかかりつけ医等による電話・オンライン診療等が利用できることを周知する
	③自宅療養者相談センター	● SMS送信, 自宅療養者の電話相談対応, 療養証明書の発行等を実施	・ SMS送信は終了 ・ 電話相談対応は「療養者相談ダイヤル」として継続 ・ 療養証明書発行は6月末を目安に終了	・ 【県民に対して】感染判明後の自宅での療養中の心配ごと等は「療養者相談ダイヤル」に相談するよう周知する ・ 【県民に対して】療養中の相談先としてのかかりつけ医の活用を周知する
	④自宅療養支援物資の配送	● 自宅療養者のうち希望者に食料品・日用品等を配送	・ 終了	・ 【県民に対して】感染判明後に自宅で療養する場合を想定して食料品・日用品等を日頃から備蓄しておくよう呼びかける

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		変更に伴う取組・依頼
		5類移行前(R5.5.7まで)	5類移行後(R5.5.8から)	
5. 宿泊療養	①宿泊療養施設の確保, 運営	自宅で隔離が困難な方が療養できる宿泊施設を提供	終了	【県民に対して】自宅での療養の方法を再度周知する
6. 施設療養, 施設支援	①クラスター対策(感染症医療支援チームの派遣)	保健所と連携し感染症医療支援チームを派遣(感染制御と事業継続)	当面継続	【感染症医療支援チーム所属医療機関に対して】協力を依頼する
	②往診可能医療機関登録・派遣	- 往診可能医療機関を126機関登録(R5.3.1現在) - 連携先のない高齢者施設等への往診をマッチング	当面継続	【高齢者施設等に対して】感染者発生の場合の医療提供がスムーズとなるように, 事前に医療機関との連携(相談先としての連携医の確保・往診等の依頼・入院先に関する事前の打ち合わせ)を強化しておくよう依頼する
	③高齢者施設職員等への定期検査	高齢者施設, 障害者施設の職員等に対し月8回の検査	当面継続	

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		変更に伴う取組・依頼
		5類移行前(R5.5.7まで)	5類移行後(R5.5.8から)	
7. ワクチン	①公費負担等	まん延予防上緊急の必要がある(特例臨時接種)として接種費用を全額公費で負担	- 特例臨時接種を令和6年3月末まで継続し、全額公費で負担 - 接種勧奨や努力義務とする公的関与は、高齢者、基礎疾患、初回接種に限定	【県民に対して】制度について県ホームページ等を通じて周知する
	②対象者、回数等	- R4年度から始まった、オミクロン株対応ワクチンの接種はR5.5.7まで - 小児、乳幼児の接種は当面継続予定	- R5年の新たな接種として高齢者等は2回、それ以外は1回接種機会を設ける 5～8月:高齢者、基礎疾患、医療・介護従事者 9～12月:5歳以上で2回以上接種済みの者全員を対象	【県民に対して】接種機会について県ホームページ等を通じて周知する
	③相談体制(コールセンター)	県と市町で共同設置(継続)	継続(規模は接種時期により調整)	【県民に対して】県ホームページ等を通じて周知する
8. 物資の確保	①医療資材の確保、供給	- マスク、N95マスク、ガウン、手指消毒薬等を備蓄、必要に応じ医療機関等に配布 - 保管管理業務は民間業者に委託	継続	

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		変更に伴う取組・依頼
		5類移行前(R5.5.7まで)	5類移行後(R5.5.8から)	
9.その他(特措法関係等)	①新型コロナウイルス感染症広島県対策本部	- 令和2年1月29日に特別警戒本部を設置以降, 令和5年2月21日までに65回本部員会議を開催 - 感染状況等により必要に応じて開催	終了予定	
	②県の対処方針(協力要請, イベントの開催条件)	- 県の対処方針は, 令和2年5月15日制定(令和5年2月21日一部改正) - 国の基本的対処方針の改正等を踏まえ, 必要に応じて改正	終了予定	
	③積極ガードゴールド認証制度, コロナ対策取組宣言店, 積極ガード店	- ゴールド認証制度, 取組宣言店, 積極ガード店の取組継続 - ゴールド認証の既存店舗の新規申請は3月22日まで(新規開店は継続受付)	終了	
	④新型コロナまとめサイト(県ホームページ)	- 本日の感染者数, 累計感染者数を毎日更新 - 県民へのメッセージ, 施策などを適宜更新	- 感染者数の毎日更新は終了(定点サーベイランスの結果へのリンクを表示) - 内容を修正して継続	【県民に対して】SNS等を活用してホームページ掲載内容を周知する
	⑤コロナデータサイト, 感染事例等サイト(県ホームページ)	- データサイトは, 感染者数, 入院者数, 人出等を毎日更新 - 感染事例等サイトは, 内容を適宜更新	更新終了(サイトの公開は当面継続)	【県民に対して】SNS等を活用してホームページ掲載内容を周知する

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な施策の変更点【検査関係まとめ】

※一部内容については再掲

	項目	内容	5類移行後(R5.5.8から)の対応	変更に伴う取組・依頼
1	PCRセンター, 臨時スポットの設置	● PCR検査スポットを設置し, 不安のある無症状者の検査を実施	・ 終了 ・ 5月7日まで受付(5月8日以降に結果を連絡することになる場合には, 検査結果の連絡のみ(療養の案内等は行わない))	・ 【県民に対して】感染不安がある場合は市販の検査キットなどの活用, 症状がある場合には必要に応じてかかりつけ医の受診を勧奨するとともに, 受診先に迷った場合は「受診案内・相談ダイヤル」の活用を呼びかける
2	高齢者施設等従事者, 医療従事者に対する定期検査(頻回検査)	● 定期検査を実施(PCRまたは抗原定性検査)	・ 当面継続	
3	高齢者施設等従事者, 医療従事者の濃厚接触者検査	● 濃厚接触者が業務前検査に使用できる抗原検査キットを配布	・ 終了	・ 【高齢者施設等に対して】感染者発生の場合の医療提供がスムーズとなるように, 事前に医療機関との連携(相談先としての連携医の確保・往診等の依頼・入院先に関する事前の打ち合わせ)を強化しておくよう依頼する
4	事業所PCR検査	● 陽性者が発生した事業所で従事者・関係者のPCR検査を実施 ● 事業所からの要請に基づき, 検査キットを配布・回収	・ 終了 ・ 5月7日回収分まで受付(5月8日以降に結果を連絡することになる場合には, 検査結果の連絡のみ(療養の案内等は行わない))	・ 【県民に対して】感染不安がある場合は市販の検査キットなどの活用, 症状がある場合には必要に応じてかかりつけ医の受診を勧奨するとともに, 受診先に迷った場合は「受診案内・相談ダイヤル」の活用を呼びかける
5	保健所による行政検査	● クラスター等に対して一部実施	・ 継続(検査能力の維持のため, 検査・搬送の民間委託を当面の間継続)	
6	薬局等における無料検査	● 不安のある無症状者の検査を実施(抗原定性検査)	・ 終了	・ 【県民に対して】感染不安がある場合は市販の検査キットなどの活用, 症状がある場合には必要に応じてかかりつけ医の受診を勧奨するとともに, 受診先に迷った場合は「受診案内・相談ダイヤル」の活用を呼びかける

新型コロナウイルス感染症の相談体制について

感染確定前

感染確定後

5/7まで

積極ガードダイヤル

発熱患者等からの相談・
受診先案内 等

↓ 継 続

5/8以降

受診案内・相談ダイヤル

居住地	受診先案内、各種相談
広島市	082-241-4566
呉市	0823-22-5858
福山市	084-928-1350
上記以外	082-513-2567

自宅療養者相談センター

新型コロナ患者（発生届対象外）
からの相談 等

健康、療養相談

自宅療養セット配送、SMS送信

フォローアップセンター

新型コロナ患者（発生届対
象者）の健康観察 等

一部業務終了

↓ 療養中の方からの相談は継続

療養者相談ダイヤル

居住地	療養中の健康相談等（看護師対応）
広島市	0570-000-510
呉市	0120-77-2155
福山市	050-2018-5812
上記以外	0120-603-170

※1 いずれも24時間対応
※2 赤字部分は5/7までの電話番号から変更となりますので、ご注意ください。

5月8日以降も相談体制を確保しています。ご心配な方は相談してください

【参考】5類感染症移行に関する情報の一例

新型コロナウイルス感染症まとめサイト(県作成ページ)

→ 今後、5類感染症移行に関する情報を発信



徹底解剖 ひろしまラボ(県作成ページ)

【広島県】新型コロナ「5類」移行で、何がどう変わる？

医療提供体制はどう変わる？

ひろしままで

#新型コロナワクチン #新型コロナ #コ

2023年(令和5年)5月8日に新型コロナ「5類」に移行したけど、何がどう変わるの？マスク着すよね。

今後の新型コロナ対策をどうすればいい情報をまとめました。



国は医療体制や公費支援を考慮して、5月8日から感染症法上の位置付けを現在の結核等が分類されている2類相当から、季節性インフルエンザ等が分類されている5類に変更。これに伴って、より幅広い医療機関が診療を行う通常の対応に移行する方針を示しました。

それでは、私たちが「検査を受けたいとき」や「発熱したとき」には、具体的に何がどう変わるのでしょうか。

無料PCRセンターは「終了」します



医療機関向け感染対策参考資料【動画】(県作成ページ)



厚生労働省による医療機関向け啓発資材

第2報

新型コロナウイルス感染症への

院内感染対策について①
(新型コロナウイルス感染症)

2023年4月17日

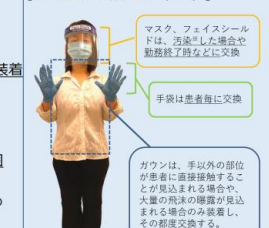
■ 新型コロナウイルス感染症の患者・疑い患者を診療する場合の感染対策は
学会等の感染対策ガイドラインに沿いつつ効率性も考慮した対応をお願いします。

- 新型コロナウイルス位置づけ変更に伴える環境を整備
- 今般、第1報の、以下のリーフ

新型コロナウイルス感染症の患者・疑い患者診療時の个人防护具の選択について(入院・外来共通)

1. サージカルマスク：常に着用
(交換は汚染した場合や勤務終了時等)
2. ゴーグル・フェイスシールド：
飛沫曝露のリスクがある場合(※1)に装着
(交換はサージカルマスクと同様)
(※1) 患者がマスクの着用ができない場合、
近い距離での処置、検体採取時等
3. 手袋とガウン：患者および患者周囲
の汚染箇所に直接接触する可能性がある
場合に装着(患者および患者周囲の
汚染箇所に直接接触しない場合は不要)

【个人防护具の着脱の例(外来)】



マスク、フェイスシールドは、汚染した場合や勤務終了時などに交換
手袋は患者毎に交換
ガウンは、手以外の部位が患者に直接触れることが見込まれる場合や、大量の飛沫の曝露が見込まれる場合のみに着用し、その都度交換する。



※ページ内検索で「啓発資材」と検索